

（２）生活排水処理施設整備の現状

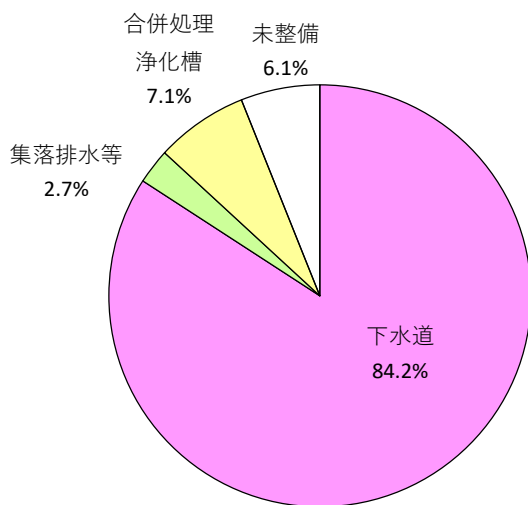
本県における下水道整備は、明治 32 年に仙台市が東京都、大阪市に次いで全国で 3 番目に着手したのが始まりであり、県内 35 の全ての市町村で事業を実施し、供用を開始しています。また、農業集落排水、漁業集落排水、コミュニティ・プラントなどの生活排水処理施設も各市町村において事業を実施し、供用を開始しています。これらにより、着実に生活排水処理施設の整備を進めており、令和 7 年 3 月末現在、本県の生活排水処理人口普及率は、93.9%（全国 17 位）となっています。

前構想では令和 7 年度末で生活排水処理人口普及率は 96.0%に達するという推計値となっており、令和 6 年度末の普及状況と比較すると、下水道や集落排水等はおおむね計画通りに推移したものの、合併処理浄化槽の進捗に遅れが見られており、遅延の要因となっていると推察されます。（表 2－3、図 2－6）

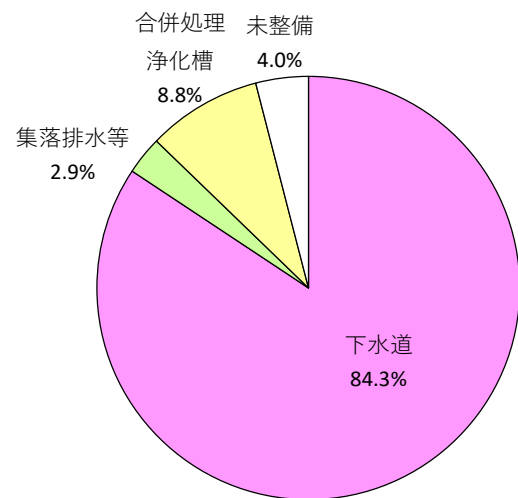
合併処理浄化槽は、各戸整備であることから個人の意向によるところが大きく、高齢者世帯においては、浄化槽転換の工事着手が進まないことなどが要因と推察されます。

表2-3 生活排水処理施設の普及状況（令和6年度末）

項目	種別	事業種別	令和6年度末数値			前構想の R7度末目標値（参考）			差分		
			着手 自治体数	普及人口 （人）	普及率 （％）	着手 自治体数	普及人口 （人）	普及率 （％）	着手 自治体数※	普及人口 差分	普及率 差分
			①	②	③	④	⑤	⑥	①-④	②-⑤	③-⑥
集合処理	下水道	単独公共	14	986,489	44.5%	14	936,021	42.3%		50,468	2.2%
		流域関連	27	877,704	39.6%	27	929,753	42.0%		-52,049	-2.4%
		小計		1,864,193	84.2%		1,865,774	84.3%		-1,581	-0.1%
	集落排水等	農業集落排水	19	56,720	2.6%	18	61,669	2.8%	1	-4,949	-0.2%
		漁業集落排水	5	906	0.0%	4	1,177	0.1%	1	-271	0.0%
		簡易排水	0	0	0.0%	1	10	0.0%	-1	-10	0.0%
		コミュニティ・プラント	3	1,562	0.1%	3	1,726	0.1%	0	-164	0.0%
		小 計		59,188	2.7%		64,582	2.9%		-5,394	-0.2%
	集合処理 計			1,923,381	86.8%		1,930,356	87.2%		-6,975	-0.4%
個別処理	合併処理浄化槽			157,171	7.1%		193,711	8.8%		-36,540	-1.7%
生活排水処理 計			2,080,552	93.9%		2,124,067	96.0%		-43,515	-2.0%	
未 整 備			134,223	6.1%		88,844	4.0%		45,379	2.0%	
行 政 人 口			2,214,775			2,212,911			1,864		



令和6年度末の国公表値



令和7年度末の前構想の推計値

図2-6 令和6年度末の国公表値と令和7年度末の前構想推計値の生活排水処理人口普及率のシェア

(3) 市町村別生活排水処理人口普及率と事業実施状況

令和6年度末現在、14市町が生活排水処理人口普及率95%以上（概成）となっています。（表2-4、図2-7）

表2-4 市町村別生活排水処理人口と普及率（令和6年度末）

No.	市町村名	行政人口	下水道		農業集落排水		漁業集落排水		コミュニティ・プラント		集落排水計		集合処理計		合併処理浄化槽等		汚水処理計		
			普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)	
1	仙台市	1,060,008	1,047,041	98.8	4,699	0.4	0	0.0	191	0.0	4,890	0.5	1,051,931	99.2	5,806	0.5	1,057,737	99.8	
2	石巻市	131,477	95,533	72.7	4,681	3.6	37	0.0	0	0.0	4,718	3.6	100,251	76.2	12,378	9.4	112,629	85.7	
3	塩竈市	51,533	51,244	99.4	0	0.0	136	0.3	0	0.0	136	0.3	51,380	99.7	106	0.2	51,486	99.9	
4	気仙沼市	55,716	11,009	19.8	363	0.7	461	0.8	0	0.0	824	1.5	11,833	21.2	23,334	41.9	35,167	63.1	
5	白石市	30,370	21,097	69.5	1,362	4.5	0	0.0	0	0.0	1,362	4.5	22,459	74.0	5,959	19.6	28,418	93.6	
6	名取市	79,705	74,582	93.6	782	1.0	0	0.0	0	0.0	782	1.0	75,364	94.6	3,612	4.5	78,976	99.1	
7	角田市	26,249	15,516	58.6	1,222	4.7	0	0.0	0	0.0	1,222	4.7	16,738	63.8	4,830	18.4	21,568	82.2	
8	多賀城市	61,422	61,363	99.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	61,363	99.9	11	0.0	61,374	99.9	
9	岩沼市	42,960	40,384	93.7	953	2.2	0	0.0	0	0.0	953	2.2	41,337	96.2	1,345	3.1	42,682	99.4	
10	登米市	71,370	33,678	47.1	16,142	22.6	0	0.0	0	0.0	16,142	22.6	49,820	69.8	11,580	16.2	61,400	86.0	
11	栗原市	59,938	31,371	52.3	1,441	2.4	0	0.0	0	0.0	1,441	2.4	32,812	54.7	14,000	23.4	46,812	78.1	
12	東松島市	37,669	31,854	84.1	1,481	3.9	163	0.4	0	0.0	1,644	4.4	33,498	88.9	2,401	6.4	35,899	95.3	
13	大崎市	121,671	55,097	45.3	10,852	8.9	0	0.0	236	0.2	11,088	9.1	66,185	54.4	25,171	20.7	91,356	75.1	
14	富谷市	52,411	50,908	97.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	50,908	97.1	1,245	2.4	52,153	99.5	
15	蔵王町	10,839	5,500	50.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5,500	50.7	3,163	29.2	8,663	79.9	
16	七ヶ宿町	1,186	1,090	91.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1,090	91.9	54	4.6	1,144	96.5	
17	大河原町	23,217	22,013	94.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	22,013	94.8	637	2.7	22,650	97.6	
18	村田町	9,756	6,254	64.1	255	2.6	0	0.0	0	0.0	255	2.6	6,509	66.7	1,904	19.5	8,413	86.2	
19	柴田町	36,182	30,249	83.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	30,249	83.6	4,402	12.2	34,651	95.8	
20	川崎町	7,833	5,199	66.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5,199	66.4	1,754	22.4	6,953	88.8	
21	丸森町	11,449	4,505	39.3	1,570	13.7	0	0.0	0	0.0	1,570	13.7	6,075	53.1	3,203	28.0	9,278	81.0	
22	亶理町	32,646	26,795	80.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	26,795	82.1	3,239	9.9	30,034	92.0	
23	山元町	11,393	6,860	60.2	287	2.5	0	0.0	0	0.0	287	2.5	7,147	62.7	2,059	18.1	9,206	80.8	
24	松島町	12,842	9,438	73.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9,438	73.5	2,476	19.3	11,914	92.8	
25	七ヶ浜町	17,458	17,439	99.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	17,439	99.9	10	0.1	17,449	99.9	
26	利府町	35,789	34,227	95.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	34,227	95.6	772	2.2	34,999	97.8	
27	大和町	27,862	24,781	88.9	899	3.2	0	0.0	0	0.0	899	3.2	25,680	92.2	2,011	7.2	27,691	99.4	
28	大郷町	7,432	3,558	47.7	660	8.9	0	0.0	0	0.0	660	8.9	4,218	56.8	2,009	27.0	6,227	83.8	
29	大衡村	5,495	3,388	61.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3,388	61.7	1,634	29.7	5,022	91.4	
30	色麻町	6,061	3,459	57.1	777	12.8	0	0.0	0	0.0	777	12.8	4,236	69.9	1,105	18.2	5,341	88.1	
31	加美町	20,782	15,263	73.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	15,263	73.4	3,094	14.9	18,357	88.3	
32	涌谷町	14,159	6,518	45.8	1,718	12.1	0	0.0	0	0.0	1,718	12.1	8,236	58.2	1,637	11.6	9,873	69.7	
33	美里町	22,707	11,064	48.7	6,576	29.0	0	0.0	1,135	5.0	7,711	34.0	18,775	82.7	1,866	8.2	20,641	90.9	
34	女川町	5,771	5,049	87.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5,049	87.5	548	9.5	5,597	97.0	
35	南三陸町	11,417	867	7.6	0	0.0	109	1.0	0	0.0	109	1.0	976	8.5	7,816	67.6	8,792	77.0	
市 計			1,882,499	1,620,677	86.1	43,978	2.3	797	0.0	427	0.0	45,202	2.4	1,665,879	88.5	111,778	5.9	1,777,657	94.4
郡 計			332,276	243,516	73.3	12,742	3.8	109	0.0	1,135	0.3	13,986	4.2	257,502	77.5	45,393	13.7	302,895	91.2
県 計			2,214,775	1,864,193	84.2	56,720	2.6	906	0.0	1,562	0.1	59,188	2.7	1,923,381	86.8	157,171	7.1	2,080,552	93.9

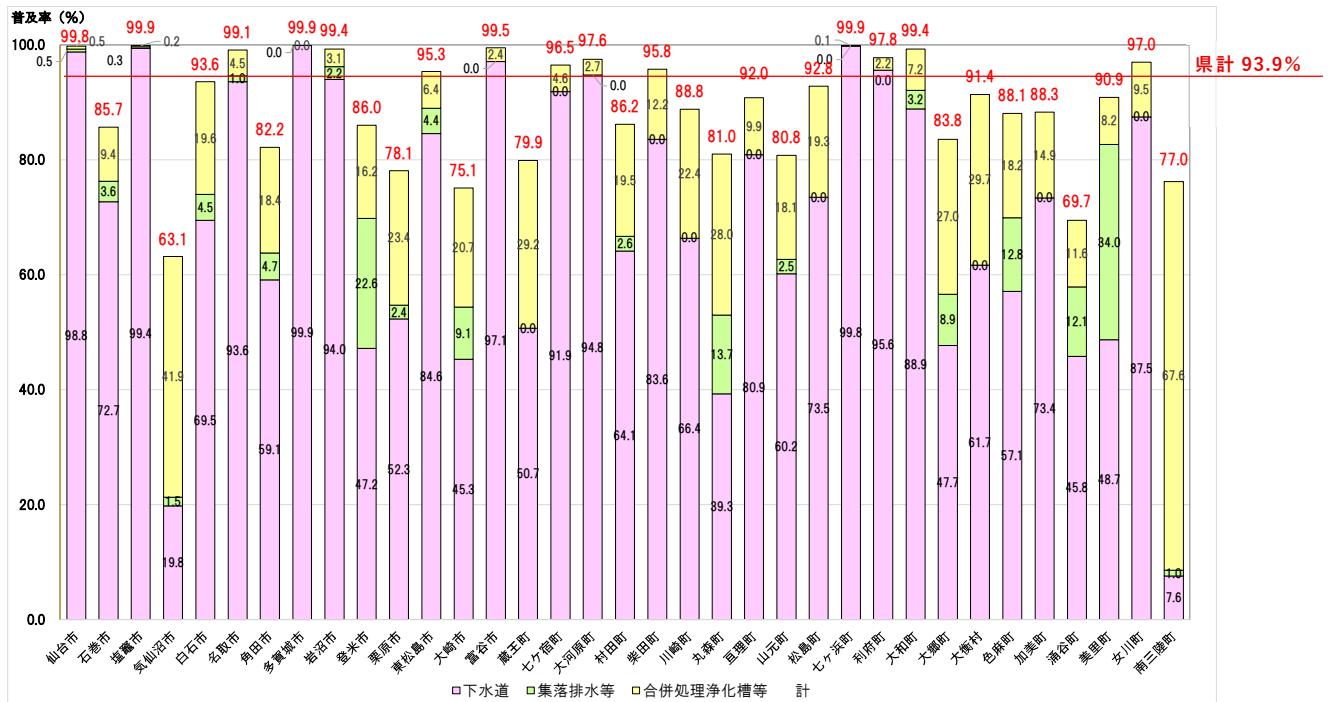


図2-7 市町村別生活排水処理人口普及率（令和6年度末）

(4) 宮城県における汚泥処理の状況

本県では、循環型社会の形成を目指して、各生活排水処理事業において汚泥の利活用を図っており、燃料化、セメント化や肥料化のほか、焼却した焼却灰を含め有効利用しています。(表2-5、図2-8)

表2-5 年度別下水汚泥処理の状況

	(単位:t/年)		
	焼却等による 減少量	有効利用量 (セメント原料化等)	最終埋立 処分量
平成26年度	107,714	30,938	6,040
平成27年度	108,838	34,307	2,899
平成28年度	121,456	36,579	2,278
平成29年度	114,764	43,502	2,034
平成30年度	124,334	39,109	5,736
令和元年度	116,451	41,071	1,279
令和2年度	116,132	37,167	1,220
令和3年度	110,464	37,877	2,442
令和4年度	107,005	45,783	3,578
令和5年度	121,752	35,315	586

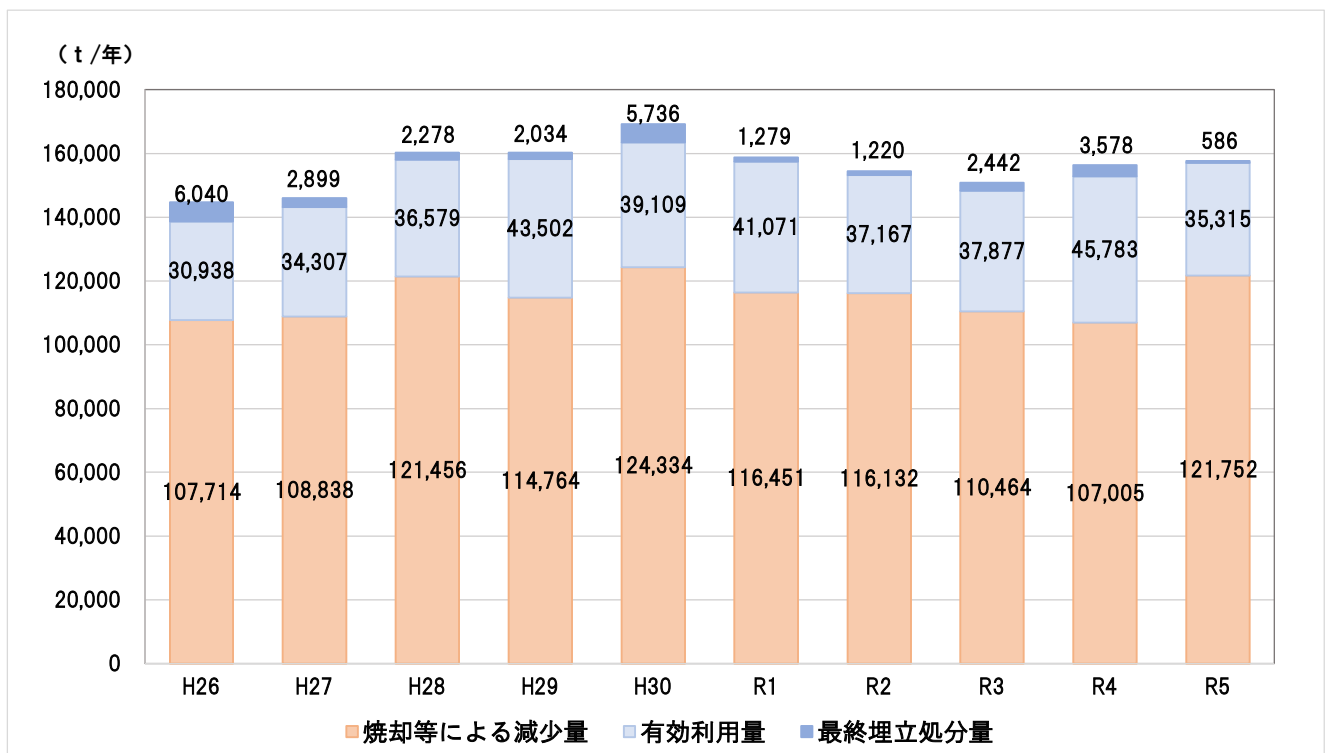


図2-8 年度別下水汚泥処理の状況

2. 4 宮城県の生活排水処理施設等の現状・課題と取組方針

本県の生活排水処理施設整備を取り巻く現状と環境を踏まえ、本構想について図2-9に整理します。

現 状 ・ 課 題	取 組 方 針
(1) 生活排水処理施設 ①生活排水処理人口（R6年度末） (i) 普及率 93.9% 普及人口約 208 万人 下水道 84.2% 農業集落排水 2.6% 漁業集落排水 0.0% 浄化槽等 7.1% (ii) 未普及人口 約 13 万人 ②生活排水処理施設及び区域 (i) 異なる生活排水処理施設の処理区域が近接し非効率 (ii) 人口減少等により、人家や集落が散在し集合処理の整備が非効率	(1) 生活排水処理施設 ①未普及地域の早期解消 (i) 人口減少社会を見据えた生活排水処理施設整備の最適化 (ii) 整備完了に向けた計画的な財源確保と予算配分 ②生活排水処理施設の効率化 (i) 集合処理施設の統廃合の検討 (ii) 個別処理への転換による積極的な合併処理浄化槽の設置推進
(2) 汚泥処理 ①汚泥処理方法 (i) 焼却汚泥の埋め立て 0.4% ②個別分散的な汚泥処理 (i) 個々に処理される公共下水道、集落排水、し尿	(2) 汚泥処理 ①汚泥の利活用を推進 (i) 肥料化の検討 ②広域集合的な汚泥処理 (i) 汚泥の広域集合処理の検討
(3) 事業運営 ①管理運営 (i) 恒常的な一般会計からの繰入れ、事業収入の減少 (ii) 昭和から平成にかけて集中的に整備された施設の老朽化 (iii) 各市町村内での施設統廃合 (iv) 事業従事職員数の減少	(3) 事業運営 ①持続的な管理運営 (i) 経営戦略の定期見直し (ii) 計画的な施設改築・更新の検討 (iii) 行政区域を越えた広域化・共同化の拡大 (iv) 官民連携の推進

図2-9 宮城県の生活排水処理施設等の現状・課題と取組方針

(1) 生活排水処理施設

①未普及地域の早期解消

i. 人口減少社会を見据えた生活排水処理施設整備の最適化



集合処理による生活排水処理施設は、道路下への管きょの敷設や河川、水路の横断など、整備に長期間を要します。これまで、集合処理施設は拡大を図ってきましたが、近年は人口減少により、集合処理施設の全体計画人口も減少する傾向です。また、まちづくりにおいては、人口減少社会を踏まえ、将来にわたり住民の生活と命を守り、安心して暮らすことができる持続可能な都市構造を目指し、「立地適正化計画」によりコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組が進められています。

生活排水処理施設においても将来の都市構造を見据え、整備の最適化を図ることが重要です。

ii. 整備完了に向けた計画的な財源確保と予算配分



早期に整備完了するためには、前述の生活排水処理施設整備の最適化のみならず、計画的な財源確保と予算配分を行う必要があり、県、各市町村ともに財源の確保に努め、限られた財源の中でより一層の効率的な事業の推進が求められます。そのためには、生活排水処理施設整備に係る国庫補助事業等をしっかりと活用していくことも重要です。

表2-6 生活排水処理施設整備に係る国庫補助事業等

生活排水処理施設	国庫補助事業等	事業名	補助率
下水道	社会資本整備 総合交付金	下水道整備推進重点化事業	1/2
		通常下水道事業	1/2
農業集落排水 漁業集落排水	農山漁村地域 整備交付金	農業農村基盤整備事業	1/2
	農山漁村地域 整備交付金	漁業集落環境整備事業	1/2
コミュニティ・プラント	循環型社会形成推 進交付金	コミュニティ・プラント事業	1/3
合併処理浄化槽 (市町村設置型)	循環型社会形成推 進交付金	公共浄化槽等整備推進事業	1/3
合併処理浄化槽 (個人設置型)	循環型社会形成推 進交付金	浄化槽設置整備事業	1/3

②生活排水処理施設の効率化

i. 集合処理施設の統廃合の検討



本県の生活排水処理事業は、整備の概成を迎える一方で、施設の維持管理や改築・更新需要が増大しています。

本県の生活排水処理事業は、全人口に対する 84.2%が下水道事業であり、今後、人口減少が進む中で、単独での維持管理が困難な集落排水処理施設やコミュニティ・プラント等は近隣の施設への統廃合や下水道への接続を検討し、生活排水処理事業の効率化を図っていく必要があります。また、今後の人口減少により管きょや集落排水施設等を維持するには非効率な地区については、下水道への接続とは別に、合併処理浄化槽などへの切り替えや、低コストで整備ができ、メンテナンスの手間が少ないなどの新しい生活排水処理技術の導入を検討するなど、生活排水処理事業の効率化を図っていく必要があります。

ii. 個別処理への転換による積極的な合併処理浄化槽の設置推進



合併処理浄化槽の生活排水処理人口普及率は、比較的緩やかな増加傾向にあります。経済的合理性の観点から集合処理施設の整備が困難な人家や集落が散在するような地域に対しては、個別処理への転換による積極的な合併処理浄化槽の設置を推進していく必要があります。

(2) 汚泥処理

①汚泥の利活用を推進

i. 肥料化の検討



平成 27 年に下水道法が改正され、公共下水道管理者は下水汚泥等の処理に当たっては、脱水、焼却によりその減量に努めるとともに、燃料または肥料として再生利用されるように努めることとされました。また、令和 5 年度には国において、2050 年カーボンニュートラルの実現、さらには、食料安全保障の強化に向けた生産資材の国内代替転換が重要課題となっていることなどを背景に、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うなどの下水汚泥等の処理に関する基本的な考え方が示されました。

本県の下水汚泥は燃料化、セメント化や肥料化等により有効利用していますが、今後は肥料化に向けた取り組みを促進するなど、下水汚泥の更なる有効利用を図っていく必要があります。

②広域集合的な汚泥処理

i. 汚泥の広域集合処理の検討



下水道処理施設の更新時期には、他の生活排水処理施設から発生する汚泥の受入れ等、集約処理を行うことで、汚泥処理費用の縮減、脱炭素、再エネルギー化が期待されます。また、東部 3 流域（迫川流域下水道、北上川下流東部流域下水道、北上川下流流域下水道）では、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて下水汚泥肥料化にかかる施設導入可能性検討会を開催し、近隣市町村も含めた汚泥の共同処理に関する検討を進め、実施方針を取りまとめました。

肥料化施設は東部 3 流域における汚泥の集約処理に際し、管内の浄化センター 3 か所のうち 1 か所に整備することとしています。

肥料化施設では、流域下水道から発生する汚泥に加え近隣の市町の公共下水道で発生する汚泥も集約処理することとしており、肥料化施設の 1 日当たりの汚泥処理量は、脱水汚泥ベースで 55 トン/日を見込むこととしています。スケールメリットを生かした施設規模となるため、肥料化施設の導入により、汚泥処理費の縮減、二酸化炭素排出量の抑制、安価な肥料の提供による農業者の負担軽減のほか、県・市町双方の事務負担軽減など多岐にわたる効果が期待されています。



図2-10 宮城県流域下水道の対象流域

(3) 事業運営

①持続可能な管理運営

i. 経営戦略の定期見直し



本県の下水道及び集落排水事業においては、令和6年4月に全ての管理者が公営企業会計に移行しています。

国においては、各公営企業の中長期的な経営の基本方針である経営戦略は、3年から5年以内に見直すことが重要としています。また、下水道事業においては、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ¹²を経営戦略に記載することが国庫補助事業等の要件とされています。このことから、定期的な経営戦略の見直しを行うことによる、下水道事業の経営健全化と基盤強化が求められます。

また、県内市町村の多くは下水道及び集落排水事業を管理する部署が同じであることから、将来の施設統合等を見据える等、経営戦略の見直しを同時期に実施し、総資本費の整理と使用料体系の検討に繋がるようにすることが必要です。

¹² 経費回収率の向上に向けたロードマップ：概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載する。

ii. 計画的な施設改築・更新の検討



本県の生活排水処理施設は、主に下水道や集落排水等の集合処理施設が、昭和から平成にかけて集中的に整備されており、今後老朽化する施設の増大が見込まれています。その一方で、急激な人口減少による使用料収入の減少により、適正な施設の改築・更新の実施が困難となることが懸念されます。

また、本県市町村の生活排水処理事業に従事する職員数も減少している状況から、その執行体制が脆弱となることが想定されます。

本県市町村においては、DX技術の活用のほか施設のライフサイクルコストの低減や予防保全型の施設管理をしていくために、ストックマネジメント¹³計画を策定し、計画的に施設の改築・更新を実施してまいりましたが、今後は事業執行体制の確保や前述の経営戦略を含めたアセットマネジメント¹⁴を実施していくことも重要となります。

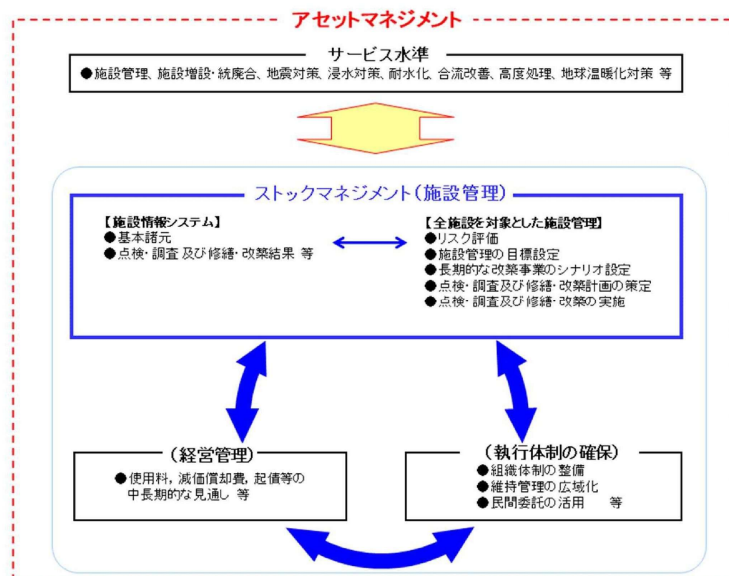


図2-11 下水道におけるストックマネジメントとアセットマネジメントのイメージ

(出典：国土交通省 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン 令和4年3月改定)

¹³ スtockマネジメント：目標とする明確なサービス水準を定め、施設全体を対象にその状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的にとらえて施設を計画的かつ効率的に管理するもの。

¹⁴ アセットマネジメント：アセットとは、ストックマネジメントで対象とする施設資産のほか、資金、人材、情報等を指す。社会資本のアセットマネジメントを下水道等の生活排水処理事業に当てはめれば、社会ニーズに対応した生活排水処理事業の役割を踏まえ、施設（資産）に対し、施設管理に必要な費用、人員を投入（経営管理、執行体制の確保）し、良好なサービスを持続的に提供するための事業運営と位置付けられる。

iii. 行政区域を越えた広域化・共同化の拡大



本県市町村では、これまで、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、生活排水処理施設の適正な役割分担のもと、各行政区域内において、施設の統廃合が進められてきました。持続可能な生活排水処理事業に向けて、これらに加えて、管理の一体化や事務処理の共同化を推進して、市町村の行政区域を越え、地域で一体となった財政基盤や技術基盤の強化を行う必要があることから、令和5年3月に「宮城県下水道広域化・共同化計画」を策定しました。現在、この計画に基づき、県内35市町村を7つの地域ブロックに区分して、各地域ブロックで有効な広域化・共同化の取組メニューの実施に向けた検討を行っています。

なお、「宮城県下水道広域化・共同化計画」は、生活排水処理基本構想における「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として位置付けられています。

表2-7 生活排水処理の広域化・共同化について（出典：宮城県下水道広域化・共同化計画）

標準的なロードマップ（案）

広域化・共同化取組メニュー			ロードマップ		
			短期（5年） ～令和9年度 （2027年）	中期（10年） ～令和14年度 （2032年）	長期（20年） ～令和24年度 （2042年）
ハード 連携	施設の 最適化	汚水処理施設の統廃合	各施設の統廃合予定時期に合わせて実施		
		広域汚泥処理の検討	利活用構想・計画策定に向けた 検討	事業実施	
ソフト 連携	執行体制の 強化	下水道担当職員の人材育成	課題・情報等の共有、勉強会の開催		
	維持管理の 効率化	発注様式・仕様書の統一化、施設の維持管理業務等の包括的民間委託	様式・仕様書の精査	様式・仕様書の作成 包括的民間委託の検討	包括的民間委託開始
		水質検査の共同化	様式・仕様書の精査 運用方法の検討 様式・仕様書の作成	運用開始	
		事業場立入指導の共同化	勉強会の開催		
	事務の 効率化	指定工事店申請事務の共同化	方針、運用方法の検討、条例、規則の改定	運用開始	
		排水設備申請書類、基準の統一化	書類・基準の統一、条例、規則の改定	運用開始	
	災害対応力の 強化	仙台市の訓練への参加・災害時合同訓練の実施、BCPの共同策定	仙台市訓練参加・資料共有 ブロック別合同訓練 BCP策定および見直し検討		
		資機材の把握、共同購入	資機材リスト共有、運用ルール検討	資機材の共同購入	
		下水道台帳データの共有化	共同化の条件確認	データの共有化	データの更新
	広報活動の 効率化	下水道PR・広報活動の共同化	開催イベント一覧・資料の共有、共同開催等に向けた調整・実施		
	不明水対策の 効率化	不明水対策勉強会の共同開催	勉強会、対策手法共有	対策手法共有	

- ①黒川ブロック:4市町村
富谷市、大和町、大郷町、大衡村
中南部下水道事務所
- ②県北ブロック:5市町
大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
中南部下水道事務所
- ③県南ブロック:13市町
白石市、名取市、角田市、岩沼市
蔵王町、七ヶ宿町、大河原町
村田町、柴田町、川崎町、丸森町
亘理町、山元町
中南部下水道事務所
- ④仙塩ブロック:6市町
仙台市、塩竈市、多賀城市
松島町、七ヶ浜町、利府町
中南部下水道事務所
- ⑤登米・栗原ブロック:2市
登米市、栗原市
東部下水道事務所
- ⑥石巻ブロック:3市町
石巻市、東松島市、女川町
東部下水道事務所
- ⑦気仙沼ブロック:2市町
気仙沼市、南三陸町



図2-12 宮城県下水道広域化・共同化計画における7つの地域ブロック

iv. 官民連携の推進



前述のとおり、市町村においては、今後、より厳しい財政状況、人材不足の下で、膨大な施設を適切に管理し、持続可能な生活排水処理サービスを提供していくことが求められています。このような状況の解決策として、広域化・共同化の拡大のほか、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携（PPP／PFI方式）が有効な手段として挙げられます。官民連携（PPP／PFI方式）には、様々な手法がありますが、生活排水処理事業の分野では、主に下水道や集落排水施設において、包括的民間委託¹⁵、指定管理制度¹⁶、DBO方式¹⁷、PFI（従来型）¹⁸、公共施設等運営権制度（コンセッション）¹⁹（以下、「PFI（コンセッション方式）」という）が挙げられます。

国土交通省では、水道、工業用水道、下水道について、PFI（コンセッション方式）に段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」（以下、「W-PPP」という）として、令和4年度から令和13年度までの10年間（PPP/PFI推進アクションプラン期間）に水道100件、工業用水道25件、下水道100件、の導入を目標としています。（図2-13）

¹⁵ 包括的民間委託：複数業務のパッケージ化や性能発注方式により複数年契約で実施。

¹⁶ 指定管理者制度：強制徴収等の公権力の行使を除く、施設の運転、維持管理、補修、清掃等の事実行為を含む公共施設の管理を民間事業者へ委託する方式。

¹⁷ DBO方式：公共が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式。

¹⁸ PFI（従来型）：民間が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式のうち、PFI（コンセッション方式）を除くもの。

¹⁹ 公共施設等運営権制度（コンセッション）：利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、運営権を民間事業者へ設定する方式。

ウォーターPPPの概要

- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。
[管理・更新一体マネジメント方式の要件]
- ①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア
- 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。
- 地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。
- 関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

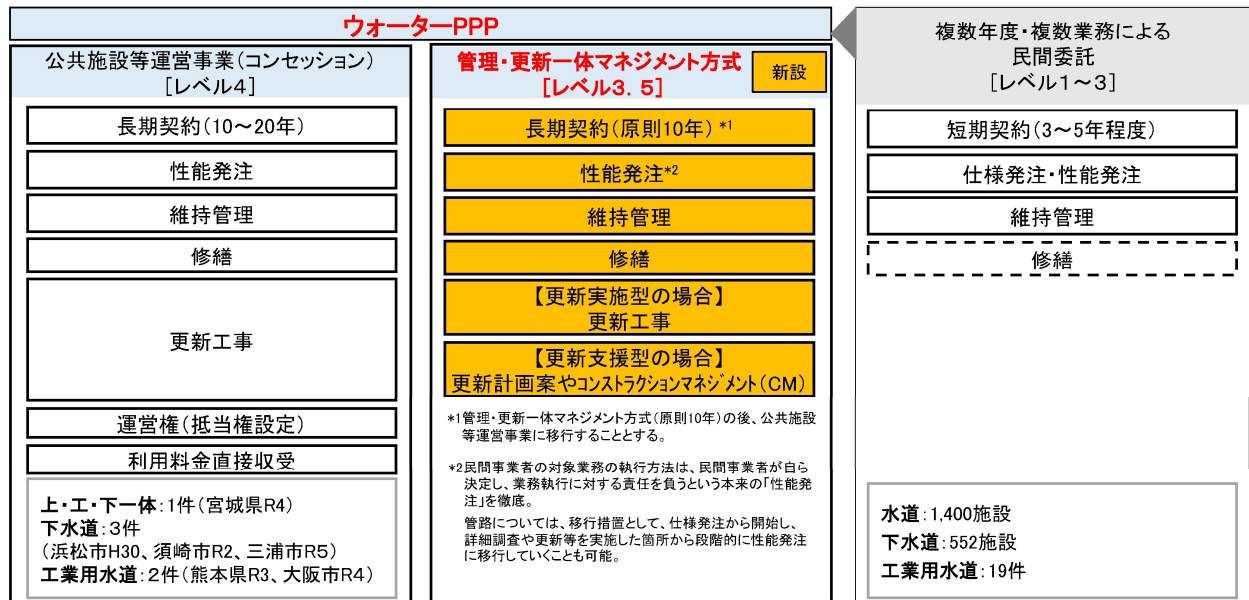


図2-13 W-PPPの概要(出典:内閣府Webサイトより)

本県においては、県企業局が上水道、下水道、工業用水道を一体で行う宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)(以下、「みやぎ型」という)(PFI(コンセッション方式))を実施しています。(図2-14)

本契約では、県の事前の承認が得られれば、県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業並びにこれらに類似する事業に関する業務について任意事業として民間事業者が実施することができることが定められており、民間事業者が市町村の事業の受け手となりえるのが特徴となっています。

なお、令和7年2月現在、本県における下水道分野の官民連携事業(PFI(コンセッション方式)のほか、包括的民間委託レベル2を含む)の実施状況は、宮城県も含めて7事業体となっています。(図2-15)